

宮古市告示第161号

宮古市災害危険区域に関する条例（平成24年宮古市条例第26号）第3条
第1項の規定に基づき、次のとおり災害危険区域を変更する。

平成25年9月30日

宮古市長 山本正徳



災害危険区域 の名称	種別	区域
田老災害危険 区域	第1種区域	宮古市田老字乙部の一部、字野原の一部、字青 砂里の一部、字川向の一部、字向山の一部、字 西向山の一部（別紙のとおり）
	第3種区域	宮古市田老字乙部の一部、字野原の一部、字青 砂里の一部、字向山の一部、字西向山の一部、 字田中の一部、字小林の一部、字小田代の一部 (別紙のとおり)

備考 別紙は省略し、宮古市都市整備部都市計画課に備えおいて縦覧に供する。